4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別(C.	機器動作不良	{)						
3-39. 建屋換気設備における排風機の停止								
事象の概要 (1)発生場所:機器 (2)設備の概要	 建屋内の空調、 建屋換気設備	分離建屋:建屋換気設備排風機 建屋内の空調、換気、放射性物質の閉じ込め機能を有する換気空調設備の排風機。 建屋換気設備は、建屋内の線量当量および表面汚染密度の区分に応じて、2つの系統 から構成しており、各系統にはそれぞれ複数の排風機を設置している。						
(3)発生の状況 (4)概要	から構成しており 建屋換気設備 2台運転中の持 停止。 もう1台の運転 *他の建屋も含	非風機の運転の 非風機のうち、/ 中の排風機は	中 ベアリング磨耗 問題なく運転を	により軸部に負を継続。	負荷がかかり、:		が	
(5)原因	運転を継続する	中で生じる軸き	受ベアリングの約	怪年劣化。				
事象による影響 (1)工場外への影響	工場外への影響 建屋換気設備の り、建屋内を負がない。	の当該排風機を						
(2)安全性への影響	安全上の問題(建屋換気設備の り、建屋内を負 じない。	の当該排風機 王に維持出来						
(3)作業員への影響 	建屋換気設備	作業員への影響は生じない。 建屋換気設備排風機の復旧作業は、定められた放射線管理作業計画書に従って作業 を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。						
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じる可能性がある。 建屋換気設備の当該排風機が停止するが、当該系統のもう1台の排風機が稼働しており、建屋内の負圧は維持されるので、他工程への影響は生じない。 一方、セル内に設置され、運転時に加熱する設備(酸回収工程等)については、建屋内の換気風量が低下するため、運転状況によっては停止が必要となる。							
対応の概要	1.停止した排風機以外の建屋換気設備が正常に運転していることを確認する。必要に応じて、加熱する設備の運転を操作手順に従って停止する。							
	2.保安規定に基づき定められた保修作業手順に従ってベアリングを交換し、停止した排風機を復旧する。							
	3.復旧後、定められた操作手順に従って通常運転状態へ切り替えを実施する。							
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)							
連絡区分*		トラブル情報 運転情報]	
	A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機 器故障	清掃・調整 等で復旧可 能な機器停	不適合等		

^{*:『}A情報』:安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』:事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になる おそれのある事象等、『C情報』: A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

止等

